

昭和三十四年十一月二十六日一部改正
同 三十九年十一月二十六日一部改正
同 四十一年十一月二十四日一部改正
同 四十五年 一 月二十四日一部改正
平成 二十 年 一 月二十八日一部改正

共 済 事 業 規 約

第一条 東京味噌醤油商業協同組合定款第七条の十一号に依り共済事業を行う為此の規約を定める。

第二条 組合の共済事業は「火災共済」「死亡弔慰」及び「祝金」の三種類とする。

第三条 共済掛金及び共済給付金は別表の通り定める。

第四条 共済事業規約及び共済事業に同意した組合員（法人の場合はその代表者）は、所定の申込書をもって組合に加入申込をするものとする。

2 組合が前項の申込を受理したときは、その申込の適否を常務理事が審査し適当と認めたときは、その加入を認め且つ名簿に登録する。

第五条 共済事業年度及び共済期間は組合の事業年度による。

第六条 共済掛金は年額を一回払とする。

2 事業年度の中途において加入する組合員の共済掛金の額は、割引しない額とする。

第七条 事業年度の中途において加入した者の共済の効力は加入の日の翌日から発するものとする。

2 継続して加入する組合員の加入申込に限り一月末日までに申込があったときは、事業年度開始の日に遡って共済の効力を発生するものとする。但し、共済掛金が前事業年度のものと異なるときは、延期々間中の事故に対しては前事業年度の内容により給付する。

第八条 組合員が火災により建築物を焼失したときは別表に掲げる火災共済給付金を支払う。

2 消防車が出動、消防作業により破壊せられ、又は消火水を蒙り建築物又は附帯設備に被害を生じた場合は、別表に掲げる共済給付金を支払う。

3 前各号に掲げる共済給付金は、事故の大小にかかわらず同一事業年度内においては一回限りとする。

4 同一事業年度内において、火災共済給付金を受けた者も新たに共済掛金を納付して再加入することができる。

第九条 火災共済の対象物件は、営業所及びそれと同一建物内又は同一敷地内に付属している住宅、倉庫等の総体を対象とする。但し、住宅及び営業用倉庫に限り営業所と異なる敷地に在るものも対象とすることができる。

2 二つ以上の敷地に在る物件を対象とするときは、一組合員の加入数最高限度の範囲内において、加入口数を区別して申込まなければならない。

3 同一敷地内に在る建物の一部のみを限定対象とするときは、総体の図面及びその限定個所を申込書に明記しなければならない。

4 申込書に前項の記載がないときは、申込書記載の坪数如何にかかわらず同一敷地内に在る建物の総延坪数をもって対象とみなす。

5 マーケットの形式にて店舗を経営し売場を組合員以外の他の業者に貸与し又は棟割等にて他人に貸与した場合にはその部分は対象とする事ができない。

6 門、塀、垣は共済の対象に含まれないものとする。

第十条 同一敷地、同一棟又は隣接して二人以上の加入資格者がいる場合、最高限度口数の範囲内において協議申込するものとする。

第十一条 住所の変更及び延坪において、増築又は取壊し等のため増減のあった場合は、変更届を提出するものとする。

第十二条 組合員又はその家族の故意によって火災が発生したときは、共済給付の責に任じない。

第十三条 組合員又はその家族が死亡したときは、別表に掲げる死亡弔慰給付金を支払う。

第十四条 火災共済給付金、死亡弔慰給付金、祝金の何れかの給付を受けても、同一事業年度内において他の給付を受けることを妨げない。

第十五条 組合員は共済給付金を受取る権利を他人に譲渡することはできない。又質権等設定に伴う裏付けは認められない。但し店舗改造等を目的として融資を受けた場合に限り支部長を経由して申請し、理事長が承認したときは質入又は譲渡することができる。

第十六条 天災地変による事故発生の場合は共済給付を行わない。但し、落雷、航空機事故による場合はこの限りでない。

第十七条 年度の中途において、組合員としての資格を喪失し、又は脱退した場合は共済掛金は返還しない。但し、その年度の終了までは、共済の権利を保有するものとする。

第十八条 共済事故の認定については、常務理事会においてこれを決定する。

第十九条 共済事故の認定について、不服ある組合員は、理事会にその再審査の請求をすることができる。

第二十条 共済事業に関する収入支出は、他の事業に関する会計と区別してこれを経理し、毎事業年度の終りに、貸借対照表及び収支計算書を作成し監事の監査を経て、通常総会に提出しなければならない。

第二十一条 共済部特別会計の資金の運用は理事会においてこれを定める。

第二十二条 事故が著しく広範囲に発生し、その年度の共済掛金をもって、所定の共済給付金を支払うことが出来ない場合には理事会の議決を経て、共済給付金の分割支払、支払の繰延又は削減することができる。

第二十三条 組合の本、支部の職員、組合員の従業員で独立の生計を営む者及び東京小売酒販組合の組合員、その他常務役員会で適当と認めた者は組合員に準じ加入することができる。この場合販売業者にあらざる者の火災共済については住居を対象とする。

第二十四条 本規約に定めない事項については、法令、規則に違反せず且つ組合員の利益をそこなわない限りにおいて常務理事会でこれを処理する。

第二十五条 組合員が祝金の対象となる場合は、別表に掲げる祝金を支払う。

第二十六条 新たに組合員となった者及び増口共済契約を締結した組合員が、共済契約後1年以内に加入申込時における既往症を原因として死亡した場合において支払う共済金の額は、次のとおりとする。

(1) 新たに組合員となった者は、当該共済契約にかかる共済金の額は半額とする。但し、共済契約後90日以内に加入申込時における既往症を原因として死亡したときは支払わない。

(2) 増口共済契約を締結した組合員は、増口した当該共済契約にかかる共済金の半額とする。

別 表

第一 共済掛金

一、共済掛金は一口について金一千五百円とする。

二、一組合員の共済加入数は四口までとする。

第二 共済給付金

一、火災共済給付金

共済加入口数一口について金二万五千元とする。

火災により組合員から火災見舞金の請求があり、支部長より本部へ報告があったときとする。但し、写真が必要、消防署の罹災証明書は不要とする。また、消防車が出動に至らない場合は常務理事会の認定による金額とする。

二、死亡弔慰給付金

共済加入口数一口について金二万五千元とする。但し、家族の死亡についてはその十分の二とする。

家族の範囲は本人の配偶者、同居の父母並びに同居の満十八才以上の長男(長女)及びその配偶者とする。

三、同一名義にて二ヶ所以上加入した場合死亡共済に関する限り名義人一人の弔慰金請求権であって二ヶ所以上の請求をすることができない。

四、祝金

結婚祝金

組合員、又は組合員の酒類業に従事する後継者が結婚したときに、共済加入口数一口から三口については金五千元、四口については金壹万円支払うものとする。但し、婚姻日が証明できる書類、戸籍謄本・戸籍抄本・もしくは結婚証明書の原本又は写しを添付するものとする。

出産祝金

組合員、又は組合員の酒類業に従事する後継者に子供が生まれたときに、共済加入口数一口から三口については金五千元、四口については金壹万円支払うものとする。但し、夫婦の両者が加入している場合は、夫婦それぞれに支払うものとする。また、多胎児の場合、人数分の出産祝金を支払うものとする。尚、子供の生まれた日が証明できる次の書類、戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・母子手帳・健康保険証(何れも続柄記載のあるもの)の原本又は写しを添付するものとする。

第三 共済給付金の支払は手続完了後七日以内とする。

第四 翌年度の共済掛金は前年度末日限り払込むものとする。